

令和3年3月26日

一般事業主行動計画

- 1 目的 社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員が働きやすい環境を作ることによって、全ての社員がその能力を十分発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。
- 2 計画期間 令和3年4月1日～令和6年3月31日までの3年間
- 3 計画内容

目標1：子供の出生時における育児休業の取得を促進する。

<対策>

- 令和3年4月～ 男性も育児休業制度を利用できることを周知する。
- 令和3年4月～ 妻が専業主婦の場合でも男性が育児休業を取得できることを周知する。

目標2：年次有給休暇の取得を促進し、プライベートの充実を図る。

<対策>

- 令和3年4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握し、有休休暇の取得を奨励する。

目標3：男性の子育て目的の休暇の取得を促進する。

<対策>

- 令和3年4月～ 広報誌等による社員への更なる周知活動
- 令和3年4月～ 妻の産前産後期間中の年次有給休暇の取得を奨励する。